

北秋田地域振興局庁舎防火設備定期点検業務委託特記仕様書

- 1 業 務 名 北秋田地域振興局庁舎防火設備定期点検業務委託
- 2 履行場所 北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 - 1
北秋田地域振興局庁舎
- 3 履行期間 契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務内容
 - (1) 内容
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 4 項の規定に基づく防火設備の点検及び報告
 - イ 本特記仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。
 - (2) 建築物の概要
 - 名 称 北秋田地域振興局庁舎
 - 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 3, 076. 08 m²
 - (3) 防火設備及び数量
 - 防火シャッター 1 枚
 - 防火扉 5 枚 （すべて S）
 - (4) 点検方法
 - ア 平成28年国土交通省告示第723号に基づき実施すること。
 - イ 点検の結果、改善を要する項目については、対策案及び必要となる概算費用を報告すること。
 - (5) 点検者の資格
 - 防火設備の点検作業は、建築基準法で定められた有資格者が行うこと。
 - (6) 報告書の作成
 - 点検が終了した際には、点検施設毎に防火設備点検結果報告書を作成し、次のとおり提出すること。
 - ア 作成書類
 - (ア) 建築基準法及び関係法令で定められた様式により、定期検査報告書、各防火設備ごとの検査結果表、点検結果図及び関係写真を作成すること。
 - (イ) 改善を要する項目についての対策案及び必要となる概算費用の報告
 - イ 提出方法
 - A 4 版（A 4 サイズに折り込み可）で 2 部作成し、提出すること。
- 5 提出書類
 - 受託者は、本業務の着手、完了にあたり次の書類を提出すること。
 - (1) 着手届
 - (2) 業務計画書
 - (3) 業務完了届（業務完了時）
- 6 その他
 - (1) 本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱について十分注意すること。
 - (2) 受託者は、本業務により知り得た内容等を他に漏らしてはならない。
 - (3) この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。